

施策名	目標3-5ダイオキシン類・農薬対策										担当部局名	水・大気環境局 環境汚染対策室 農薬環境管理室				
施策の概要	ダイオキシン類について、排出総量を削減し、環境基準の達成率をできる限り100%に近づける。また、農薬について、農薬の使用に伴い水域の生活環境動植物に著しい被害が生じることのないよう魚類等の毒性試験データに基づき、速やかに水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準(水域基準)を設定する。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和8年9月		
達成すべき目標	ダイオキシン類について、我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画に基づき、全ての地点で環境基準を達成する。新たに登録申請があった農薬含め水産基準が未設定である農薬について、リスク評価を行い、必要な農薬について水域基準を設定する。										政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全				
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)															
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成			
					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度					
1ダイオキシン類排出総量(g-TEQ/年)	-	-	176	-	176	176	176	176	176	176	176	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく国の削減計画に定められる目標値(※)の達成状況は対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。 (※当面の間、改善した環境を悪化させないことを原則に、可能な限り排出量を削減する努力を継続する(削減目標量:176g-TEQ/年))	○			
2水域の生活環境動植物の被害防止に係る登録基準の設定及び設定不要と評価した農薬数(累計)	-	-	620	R7年度	601	608	618	620	-	-	-	農薬取締法に基づき、最新の科学的な知見等に基づく農薬のリスク評価を適切に行い、水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準(水域基準)を迅速かつ的確に設定することにより、農薬の生態系へのリスク低減に資することができるため、水産基準の設定及び設定不要と評価した農薬有効成分数を測定指標として設定した。	△			
					598	605	609	616	-	-	-					
3ダイオキシン類(大気)に係る環境基準達成率(%)	-	-	100	-	100	100	100	100	100	100	100	ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づく環境基準は、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、ダイオキシン類による汚染の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。	○			
					100	100	100	集計中	-	-	-					
4ダイオキシン類(水質)に係る環境基準達成率(%)	-	-	100	-	100	100	100	100	100	100	100	ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づく環境基準は、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、ダイオキシン類による汚染の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。	△			
					97.9	98.1	97.7	集計中	-	-	-					
5ダイオキシン類(底質)に係る環境基準達成率(%)	-	-	100	-	100	100	100	100	100	100	100	ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づく環境基準は、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、ダイオキシン類による汚染の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。	△			
					99.7	99.8	99.9	集計中	-	-	-					
6ダイオキシン類(地下水)に係る環境基準達成率(%)	-	-	100	-	100	100	100	100	100	100	100	ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づく環境基準は、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、ダイオキシン類による汚染の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。	○			
					100	100	100	集計中	-	-	-					
7ダイオキシン類(土壌)に係る環境基準達成率(%)	-	-	100	-	100	100	100	100	100	100	100	ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づく環境基準は、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、ダイオキシン類による汚染の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。	○			
					100	100	100	集計中	-	-	-					

